

### 3. 固定資産税の特例に関するQ&A

令和5年4月1日作成

No.	質問	回答
1	設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。	設備の修繕等は対象となりません。
2	既存の設備につき、資本的支出を行った場合も対象となるか。	原則として、本税制措置の「取得等」には当ならないことから、対象となりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産について本税制措置の適用を受けることができます。
3	自ら作って固定資産計上する設備は対象となるのか。	取得(購入)するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
4	自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まるのか。	自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するためには直接要した費用の額が含まれます。
5	中古品は対象となるのか。	中古品は対象となりません。
6	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、閑税)、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。
7	補助金を受けた設備の取得価格をおしえてほしい。	固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価格となります。(3,000万円の設備取得に1,000万円の補助金が附いた場合でも、取得価格は3,000万円となります)。
8	取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。	取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなはち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。
9	单品の取得価額は、どのように判定するのか。	機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のようなら附属機器で当該本体と一体になつて使用するものががある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行つこどができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合は東京都)の固定資産税の担当部署までご確認ください。
10	取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたことを指します。例えば、検收が終わっていない設備についても、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。

No.	質問	回答
11	購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。	ファイナンスリース取引については対象になります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。
12	所有権移転外リース取引で設備を導入した場合、固定資産税はリース会社が納付するが、リース契約に含まれている固定資産税額は減額されるのか。	はい、減額されます。当該制度は設備を導入する中小事業者等が軽減措置を受ける制度でありますから、事業者が支払うリース料金に含まれる固定資産税相当額は軽減されます。
13	リース契約金額の固定資産税相当額が適切に減額されているかは何でわかるのか。	リース会社は「固定資産税軽減計算書」を作成し、事業者に確認を求めますので、事業者はメモーとの間で決めた設備の見積を元に確認してください。「固定資産税計算書」「リース契約の総額を「物件金額」、「金利・手数料」、「固定資産税」に分けて記載してあり、かつ、軽減前後の比較も可能な様式といたします。
14	リース契約であれば、固定資産税はリース会社が納付してくれるのか。	いいえ、全てのリース契約ではありません。リース取引のうち、所有権移転外リース取引では、リース会社が固定資産税の納付手続をとりますが、所有権移転リース取引は、ユーチャーが固定資産税を申告・納付する場合は、ユーチャーに特例措置が適用され、リース会社が固定資産税を申告・納付する場合は、リース会社に特例措置が適用されます。なお、オペレーティングリース取引は当該制度の対象にはなりません。
15	リース取引の時の取得価額の判定は消費税抜きでするのか。	はい、消費税抜きで考えます。リース会社は各種取引全てを消費税抜きで考えますので、当該制度も同じく消費税抜きでの取引となります。事業者の経理方式にあわせることはありません。
16	輸入した設備を外国のリース会社と契約して導入したいが可能か。	はい、可能です。外国のリース会社でも日本国内に固定資産があれば、固定資産税の申告・納税義務がありますので、日本のリース会社と同様の手続をとれば可能になります。
17	他の税制との重複適用や補助金との併用は可能か。	同じ償却資産で2以上の固定資産税の特例措置を受けることはできませんが、特別償却・税額控除に係る税制とは重複して利用することができます。補助金については、補助金のルールにおいて併用を禁止されています。
18	建物附属設備は全て対象となるのか。	償却資産として課税されるものに限ります。(家屋として評価されるものは対象外。)個別のケースについて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合)は東京都)の固定資産税の担当部署までご確認ください。
19	償却資産申告書の中に「建物附属設備」の欄がないのか。	固定資産台帳上、「建物附属設備」に計上されていて、先端設備等として認定を受けたものであれば、償却資産申告書上「構築物」や「機械装置」に入っていても特例対象どすることができます。
20	設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。	共有者全員が連帯して納付する必要があります。

No.	質問	回答
21	認定計画の期間中に認定を取り消された場合、過去に遡って軽減された固定資産税を納付する必要があるか。	原則として、適法に計画が認定されている場合には、認定が取り消される前の固定資産税の軽減分については過去に遡つて納付する必要はありませんが、計画の認定を申請する際に虚偽の内容を申し出していたような場合等においてはこの限りではありません。
22	認定計画の期間中に資本金が変動し、中小法人に該当しないこととなつた場合、軽減措置の扱いはどうなるのか。	課税の基準日となる11月1日現在において、「資本金1億円以下」等の中小事業者等の要件を満たすことが必要です。
23	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第5に規定される公害防止用設備のうち機械及び装置は、本税制の対象となるのか。	対象となります。 ただし、公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例(地方税法附則第15条第2項)との併用はできません。
24	導入する設備について、どの種類の減価償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するか。	個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただいたとき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合は東京都)の固定資産税の担当部署までご確認ください。
25	A市で認定を受けた先端設備等導入計画に従つて設備を導入した後、別の自治体であるB市に設備を移転した場合、税の特例を受けられるのか。	当該設備については、既に取得されている設備であることから、移転先であるB市に先端設備等導入計画の申請することはできません。
26	本税制における投資計画の位置付けはどのようなものか。	投資計画は、先端設備等導入計画に従つて導入される設備について、本税制の適用を受けた場合に、税制適用の要件として求められる「投資利益率」の要件を満たしているかを確認するため]に作成していただくものになります。
27	投資利益率は設備単位で考えるのか、それとも投資計画単位で考えるのは。	設備単位ではなく、投資計画単位で考えます。 このため、対象設備の追加等を行う場合は、当初認定を受けた先端設備等導入計画の変更認定申請に加え、当初確認を受けた投資計画に開する変更確認も必要になります。 なお、複数の事業所や工場を有する場合等において、投資計画(設備投資)の対象範囲が各事業所や各工場の単位に収まる場合は、これらの単位で投資利益率を算出していくことが基本ですが、投資効果を会社単位でしか測ることができないケースなど、会社単位で測ること本ですかねが、投資計画を用いて投資計画を策定して投資利益率を計算していくにくことも可能です。

No.	質問	回答
28	投資利益率の要件に関する際して、認定経営革新支援機関に確認を依頼する際に提出すべき書類は何か。	<p>確認を依頼する際は以下①及び②のほか、認定経営革新等支援機関が投資計画の内容や投資利益率の計算に関する妥当性を確認するために必要となる書類をご提出いただきます。</p> <p>①投資計画に関する確認依頼書(事業者→認定経営革新支援機関)            ②(別紙)基準への適合状況</p> <p>&lt;必要となる書類の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表・損益計算書(直近1年分)</li> <li>○導入する設備の見積書(仕様や金額等がわかつるもの)</li> <li>○売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる積算資料、売上減価・販管費が減少する場合の根拠となる積算資料(任意様式)</li> <li>○工場や店舗のレイアウト図等で設備導入前後の変化を確認できるもの、ソフトウェア導入前後の変化を比較できるもの</li> </ul>
29	投資利益率の要件に関する際して、市区町村への計画申請時に提出すべき書類は何か。	<p>投資利益率の要件に関して、市区町村への計画申請時には、「投資計画に関する確認書(認定経営革新支援機関→事業者)」をご提出いただく必要があります。</p> <p>なお、旧税制における工業会証明書のように先端設備等導入計画の申請後における事後提出はできませんので、計画申請前に認定経営革新支援機関からの確認を受け、必ず申請時に類を揃えてください。</p>
30	投資計画に関する確認書(認定経営革新支援機関→事業者)に押印は必要か。	<p>いいえ、押印は不要です。            ただし、税制適用に関する重要な書類であることから、文書成立の真正性を立証しやすくするために、確認書のPDFデータを送受信したメール等の長期保存を推奨します。</p>
31	ソフトウェアは固定資産税の特例の対象ではないが、他の特例対象設備とともにに投資計画内に位置づけたうえで、投資利益率を計算するのか。	<p>ソフトウェアや取得価額の要件等により特例の対象外となる設備についても、当該投資目的を達成するために必要不可欠な設備の取得価額の合計額(分母)に含めたうえで投資利益率を計算してください。</p>

No.	質問	回答
32	設備の取得時期が複数の事業年度にまたがる場合、「(別紙)基準への適合状況」(Excel)は各事業年度ごとに作成しなければならないのか。	投資利益率は、「設備取扱い完了する年度(投資年度)の翌年度以降3ヶ年度における営業利益及び減価償却額の合計額」で除して算出します。例ええば、3ヶ月決算の会社が令和6年3月(令和5事業年度)から令和6年4月(令和6事業年度)にかけて事業年度をまたぐ形で設備を取得する場合は、設備取得が完了する年度(令和6事業年度)の翌年度(令和7事業年度)以降3ヶ年度における営業利益及び減価償却費の増加額の平均を設備投資額の合計額で除して、投資利益率を算出します。
33	(上記32に関連して)実際の取得時期が事業年度をまたいで前後した場合、投資利益率の再計算は必要なのか。	税制要件は「年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画に位置付けられた設備」なので、実際の取得時期が変わったとしても、手続は発生しません。
34	(上記32に関連して)実際に取得する設備が変更となつた場合は、投資利益率の再計算は必要なのか。	投資計画の目的や実施内容に大きな変更が無いことを前提に、導入する設備のスペックや取得単価に大きな変更がなく、かつ投資利益率に大きな影響が生じない場合は不要です。一方で、導入する設備のスペックや取得単価に大きな変更が生じる場合は、設備取得前までに投資計画の変更や投資利益率の再計算を行い、認定経営革新等支援機関の確認を受ける必要があります。また、その場合は、同じく設備取得前までに先端設備等導入計画の変更認定を受ける必要があります。
35	中小企業経営強化税制(経営力向上計画)B類型のうちに、設備の取得等を行つた事業年度の翌事業年度終了後に実施状況報告を提出する必要はあるのか。	中小企業経営強化税制(経営力向上計画)B類型のようないいえ、税制適用の取り消し等はありません。
36	設備稼働後、計画した投資利益率を達成できなかつた場合、税制適用の取り消し等は行われるのか。	いいえ、税制適用の取り消し等はありません。
37	従業員に対して賃上げ方針の表明を行い、雇用に関する事項として賃上げ方針を記載したが、実際に賃上げできなかつた場合、税の追納等は発生するのか。	本税制は、先端設備等の導入によって労働生産性を高めています。したがって、従業員に対する賃上げ方針の表明は確実に行つていただかないとともに、計画期間中の経済情勢等により必ずしも想定どおりの賃上げに至らないこともありますので、それだけを以つて税の追納等は発生しません。

No.	質問	回答
38	新規認定時に賃上げ方針を記載している先端設備等導入計画について、変更認定により設備を追加した場合、追加された設備についても、特例率1/3が適用されるのか。	当初認定された計画において賃上げ方針が位置付けられている場合は、当該計画に係る変更認定で追加された設備についても、特例率1/3が適用されます。
39	万が一、賃上げ方針を表明していないことが発覚した場合、特例率1/3の適用は取り消されるのか。	賃上げに関する特例部分（特例率1/3の適用）については、適用できません。
40	雇用者給与等支給額とは、どういった経費のことか。	各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
41	国内雇用者とは、どういった人たちを言うのか。	法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金合帳に記載された者を指します。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、用人单位兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者は含まれません。
42	役員とは、どういった人たちのことか。	法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれ以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事とならない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合団会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が法定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などと、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。
43	特殊関係者とは、どういった人たちのことか。	法人の役員又は個人事業主の親族などを指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。
44	給与等とは、どういった経費のことか。	俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与所得のこととを指しております。ただし、当該手当や休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族(扶養)手当、住宅手当等の手当も含みます。また、所得税法第9条の規定により非課税とされる給与所得者に対する通勤手当や旅費等も原則として本制度における「給与等」に含まれます。ただし、賃金台帳に記載された支給額のみを対象として、所得税法上課税されない通勤手当や旅費等の額を含めずに計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をすることも認められます。なお、退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等には含まれません。また、派遣社員や請負労働者に係る費用も給与等には含まれません。

No.	質問	回答
45	新規申請に際し、会社内に国内雇用者に該当する従業員が存在しない場合、賃上げ方針を伴う計画申請はできないのか。	賃上げ方針を伴う計画申請にあたっては、国内雇用者に該当する従業員に対して、同方針について表明する必要があります。このため、新規申請に際し、社内に国内雇用者に該当する従業員が存在しない場合は、賃上げ方針を伴う計画申請はできません。
46	新規申請日の属する事業年度の直前の事業年度(以下「前事業年度」という。)における雇用者給与等支給額(以下「比較雇用者給与等支給額」という。)の実績が無い場合は、賃上げ方針を伴う計画申請はできないのか。	賃上げ方針についてには、比較雇用者給与等支給額と比較する必要があるため、その実績が無い場合には賃上げ方針を伴う計画申請はできません。
47	前事業年度の事業期間が1年間(12ヶ月)に満たない場合は、どのように比較雇用者給与等支給額を算出すればよいのか。	前事業年度における雇用者給与等支給額の実績を1年間(12ヶ月)分に換算します。
48	決算期の変更等により、新規申請日の属する事業年度が1年未満となる場合は、どのように比較雇用者給与等支給額を算出すればよいのか。	比較雇用者給与等支給額と比較するのは、①新規申請日の属する事業年度又は②新規申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額となりますが、決算期の変更等により①が1年未満となる場合は、②と比較を行ってください。
49	新規申請日の属する事業年度が令和5年3月31日以前(=令和5年4月1日以後ではない)に開始する場合、比較雇用者給与等支給額と比較するのは、新規申請日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額で良いか。	ご理解のとおりです。比較雇用者給与等支給額と比較するのは、①新規申請日の属する事業年度又は②新規申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額となりますが、①については令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限定されてしまうため、①が令和5年3月31日以前に開始する場合は、②と比較を行ってください。
50	賃上げ促進税制のように青色申告の事業者のみが対象なのか。	いえ、白色申告の事業者も対象です。
51	本税制における雇用者給与等支給額についてには、「賃上げ促進税制のように「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」は控除しなくても良いのか。(例)業務改善助成金、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金など	本税制における雇用者給与等支給額についてには、「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」を控除する必要はありません。